

平成24年12月14日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省医政局指導課

平成24年度予備費による災害拠点病院等の耐震化整備の推進について

災害医療対策の推進につきましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害拠点病院等の耐震化整備事業につきましては、平成24年11月30日に閣議決定された予備費において、約357億円が計上されたところであります。（概要は別添参照）

厚生労働省におきましては、現在、各都道府県に対して事業計画書の提出を依頼しているところでありますが、貴会におかれましても、会員各位に情報提供いただければ幸いです。

なお、本事業に関する要望は都道府県ごとに取りまとめておりますので、各病院からのお問い合わせ等につきましては、各都道府県衛生主管部局の災害医療担当課宛にいただきますようお願いいたします。

医政局指導課救急・周産期医療等対策室（03-5253-1111）
災害医療対策専門官 岩城 昌也（2558）
災害医療係長 牧野 紘至（2548）

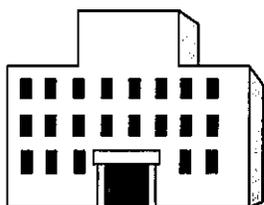
医療施設の耐震化事業

災害拠点病院等の耐震化整備については、平成21年度補正予算(1号)(1,222億円)、平成22年度予備費(360億円)、平成23年度補正予算(3号)(167億円)により医療施設耐震化臨時特例交付金を措置したところであるが、平成24年度において、災害時医療の拠点として特に重要な災害拠点病院及び救命救急センターを補助対象とする交付金を積み増し、耐震化を推進する。

平成24年度 予備費 357億円

耐震化に伴う新築建替もすべて補助対象

未耐震病院



耐震化



都道府県(基金)

財政支援
(1/2)

国

平成23年度、平成24年度の
対象施設

- ・災害拠点病院
- ・救命救急センター

平成21年度、平成22年度の
対象施設

- ・災害拠点病院
- ・救命救急センター
- ・二次救急医療機関

21(1)補正	1,222億円
22予備費	360億円
23(3)補正	167億円
24予備費	357億円

○対象事業

未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事

○基準額(基準面積×補助単価)

・災害拠点病院、救命救急センター : 約23.8億円
(8,635㎡ × 276千円 = 2,383,260千円)

○補助率

国1/2、県1/2以内、事業主1/2以内

○事業実施の条件

<病床過剰地域>

新築建替の場合、整備を行う病棟の病床数の10%以上削減

<病床非過剰地域>

新築建替の場合、当該医療機関の病棟の病床利用率が過去3ヶ年(暦年)平均で80%未満であれば、病床を削減(削減割合は、県医療審議会等の意見を聞いた上で決定)

厚生労働省発医政 1212 第 3 号
平成 24 年 12 月 12 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成 24 年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付について

標記の国庫交付金の交付については、別紙「平成 24 年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱」により行うこととされ、平成 24 年 11 月 30 日から適用することとされたので通知する。

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金交付要綱

(通則)

- 1 医療施設耐震化臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規程によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を行い、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この交付金は、平成21年6月5日医政発第0605010号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 3に規定する経費は、基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、厚生労働大臣が必要と認めた額とを比較して少ない方の額とする。
ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る経理と他の経理は区分しなければならない。
 - (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及

び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に返還しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成25年1月31日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 7 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（5の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 8 特別の事情により4、6及び7に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書（別紙1）
- 3 基金造成事業計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算（見込）書抄本
 - (2) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費所要額調査

区 分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収入 額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	厚生労働大臣が必要 と認めた額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較し て少ない方の額) 円
災害拠点病院 に係る分				/	/
救命救急センター に係る分					
合 計					

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書（別紙1）
- 3 基金造成事業実施状況調書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - (2) その他参考となる書類

(別紙様式3)

平成24年度医療施設耐震化臨時特例交付金調書

平成24年度 厚生労働省所管

都道府県名

国			都道府県								備考
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
(項) 医療提供体制確保対策費											
(目) 医療施設耐震化臨時特例交付金											

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで）を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

医政発1212第2号
平成24年12月12日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療施設耐震化臨時特例交付金の運営について

標記交付金の運営については、「医療施設耐震化臨時特例交付金の運営について」（平成21年6月5日医政発第0605010号）本職通知の別紙「医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領」により行われているところであるが、今般、管理運営要領の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成24年11月30日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるようご配慮願いたい。